

令和4年度から変わります！

～育休中の上の子在園について～

◎保護者が育休を延長される場合の在園児（兄弟）の継続入所可能期間について

【変更点】

在園している児童（兄弟）が継続して保育所を利用できる期間について

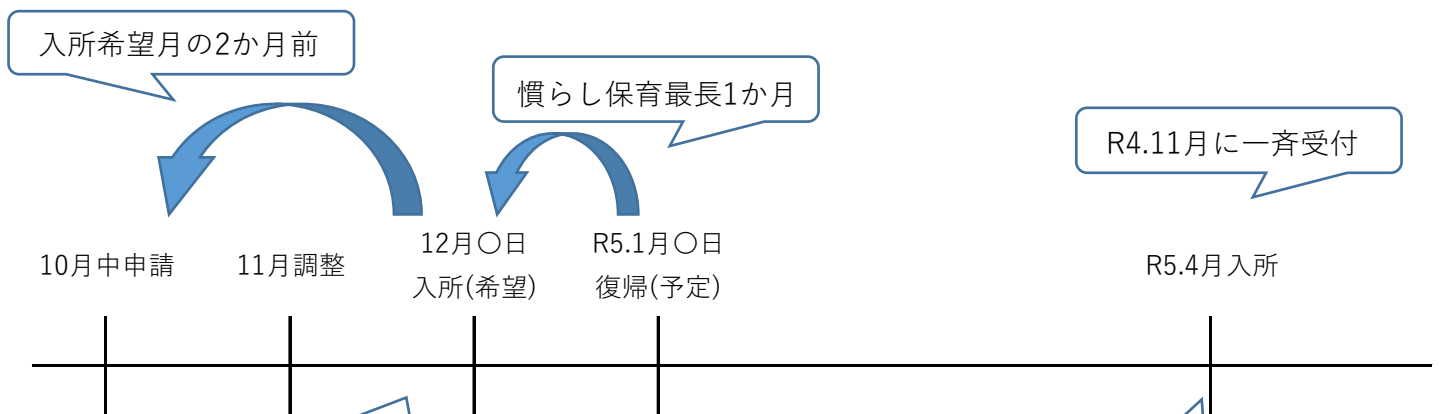
変更前： 育児休業対象児童が満1歳を迎えるまで

変更後： 「育児休業対象児童が満1歳を迎える日の属する年度の末日まで」 または
「既に保育所を利用している子どもが小学校に就学する日の前日まで」 の
いずれか短い期間

【変更理由】

筑前町では待機児童が0・1歳児に集中していることから、兄弟の在園条件を緩和することで、
保護者が育児休業延長を選択しやすくし、待機児童の解消を図るため、制度の見直しを行いました。

【例】 在園児（兄弟）のいる世帯で、下の子（育休対象児）が令和5年1月に誕生日を迎える場合



育児休業対象児童が満1歳を迎えるタイミングで
入所申請が必要です。

積極的に育休延長を希望される場合は③に該当します。

- ①入所する(育休復帰) → 兄弟ともに在園。
- ②入所できない → 下の子は待機。
(やむを得ず育休延長) 上の子は下の子が入所できるまで
保育継続可能。
- ③入所しない → 下の子は待機。
(積極的育休延長) 上の子はその年度末まで保育継続可能。

※ ただし、希望する保育所に待機児童がない場合は、入所が決定
することがあります。

左記の③のケースの場合
4月の調整にも在園児・育
休復帰の加点は残ります。
また、育休を延長したこと
での減点はありません。

4月の調整時、①・②の場
合は左記と同様です。
4月に再度③を選択する
場合は、3月末で上の子
が退所となります。